



外国人雇用手続きに関する規則の改正

非居住取締役・コミサリスの就労許可（IMTA）の取得義務、および特定分野における一時的就労許可の取得義務を定めた労働移住大臣規則2015年16号（Regulation 16）が施行されてから3ヶ月しか経っていませんが、労働移住省は2015年10月に新たな規則2015年35号（Regulation 35）を発令し、国内企業による外国人雇用に関する手続きを見直しました。

主な変更点は以下のとおりです。

トピック	旧規則（Regulation 16/2015）	新規則（Regulation 35/2015）
1. インドネシア人労働者の雇用比率	雇用者またはスポンサー企業は、特別の事情がある場合を除き、外国人労働者1名当たり、インドネシア人労働者10名を雇用しなければならない。	削除
2. 内資企業（PMDN）のコミサリス	規定なし	内資企業は外国人をコミサリスとして選任することはできない。
3. 非居住取締役・コミサリスの就労許可（IMTA）	海外に居住する外国人取締役、コミサリス、理事、役員、監事は就労許可を取得しなければならない。	海外に居住する外国人取締役、コミサリス、理事、役員、監事は就労許可を取得する義務を負わない。
4. 一時的就労許可	下記8つの業務については、一時的就労許可を取得しなければならない。 a. 工業品の品質とデザインの向上に資する産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシアのための海外マーケティングの協力 b. 商業目的の映画製作で、権限ある機関から許可を得たもの c. 講演の実施 d. インドネシアにある本社または代表事務所との会議への参加	下記3つの業務については、一時的就労許可を取得しなければならない。 a. 商業目的の映画製作で、権限ある機関から許可を得たもの b. インドネシアにある支店において1ヶ月を超える期間の監査、生産品質管理、あるいは検査 c. 機械の据付、電気工事、アフターセールサービス、あるいは事業調査中の製品に関連する業務

トピック	旧規則 (Regulation 16/2015)	新規則 (Regulation 35/2015)
4. 一時的就労許可	e. インドネシアにある支店における監査、生産品質管理、あるいは検査 f. 勤務能力のテスト g. 一度で完了する業務 h. 機械の据付、電気工事、アフターセールサービス、あるいは事業調査中の製品に関連する業務	
5. 外国人労働者雇用補償金 (DKP-TKA)	外国人労働者雇用補償金は100米ドルとし、インドネシア・ルピアで前払いしなければならない。	外国人労働者雇用補償金は100米ドルとし、前払いしなければならない。インドネシア・ルピアへの換算は不要。非居住取締役・コミサリスの就労許可取得および一時的就労許可取得のために既に支払った補償金は返還されない。
6. 知識の移転	規定なし	インドネシア人への技術と専門性の移転に関しては、詳細規定を所管の総局長決定にて別途定める。

KPMGコメント

- 産業界からの強い批判と働きかけの結果、3ヶ月前に施行された煩雑かつ齟齬の多い旧規則16号が撤廃され、新規則35号が発令されたことは歓迎すべきものと思われます。
- 特に、不満の大きかった非居住取締役・コミサリスの就労許可取得義務に関して、新規則は批判に応える内容となっています。
- 就労許可の取得義務が無くなったことで、非居住取締役・コミサリスは税務上も非居住者として取り扱われるものと考えられます。
- 外国人1名に対してインドネシア人10名を雇用する義務はなくなったものの、旧規則16号の発効以前に運用されていた従前の雇用比率が、今後も要求されるか否かは定かではありません。
- 労働移住省としては、5年以上の業務経験と必要な能力（能力証明が求められる）を形式的な大学卒業要件よりも重視して、外資企業に外国人雇用の許可を与えていると見受けられます。
- 2012年から2014年にかけて、インドネシアで働く外国人は5.5%減少しました。インドネシア語要件の廃止を含む行政手続きの規制緩和が、ジョコウィ大統領が政策として掲げる外国投資増加の誘因となるかどうか、今後の動向を注視する必要があります。

銀行の機密保持は終焉を迎える？ – 税務に関する情報交換手続きについて

多国間での情報交換への参画を確かなものにすべく、財務省は他国との情報交換手続きに関する規則 No. 60/PMK. 03/2014を改正し、新規則 No. 125/PMK. 010/2015を公表しました。これは、双方の国の税務事項に関して金融機関や他の個人・企業が有する情報を含め、必要なデータと情報を共有することで、納税義務が十分に果たされているか否かを検証することを目的としています。

新規則の重要な点は次のとおりです。

1. 情報交換は以下のものを含む
 - 特別の要請に基づく情報交換
 - 自発的情報交換
 - 自動的情報交換 (Automatic exchange of information; AEOI)
2. 納税者が租税回避、脱税、租税条約濫用の疑いがあった場合、税務総局 (DGT) は特別に情報交換を要請することができます。この要請は、国内で必要十分な情報が入手できなかった場合に行われます。
3. G20首脳の合意のもと、OECDで定められた自動的情報交換 (AEOI) の国際基準は、クロスボーダーの脱税摘発を目的としています。この取り組みにより、投資に関する情報は口座を有する国の税務当局から納税者居住国の税務当局に、毎年体系的に提供されることになります。
4. これにより、税務総局は次のような納税者あるいは他者から情報を入手することができます。
 - 個人 (インドネシア人、およびインドネシアに居住する外国人)
 - インドネシアに所在する企業
 - インドネシア国外に所在する企業
 - 恒久的施設 (Permanent Establishments)
 - インドネシアに所在する金融機関の顧客
 - 金融機関、公認会計士、公証人、税務コンサルタント、管理会社、他の政府系機関等
 - インドネシアに所在するその他の関係者
5. 金融機関には銀行、証券会社、保険会社、年金基金、リース会社等が含まれます。

KPMGコメント

- インドネシアは自動的情報交換 (AEOI) を2018年9月ではなく、2017年9月から早期適用することで合意しています。税務総局は、納税者の情報管理に関しても強力な枠組みを構築することが期待されます。
- 税務総局は、現状でも銀行が有する納税者の財務情報にアクセスすることが認められていますが、本規則により他の情報源から情報入手する税務総局の権限は確実に、かつ実質的に強化されます。
- 納税者および他の関係者は税務事項に関して要求された情報を提出する義務があります。従わない場合、罰則が適用されます。
- 2014年12月に、インドネシアとシンガポールは要請があった場合に情報交換するメカニズムを、自動的情報交換 (AEOI) の適用もしくは2018年まで延長することで合意しました。自動的情報交換が適用された後は、双方の国は口座所有者の財務情報を居住国の税務当局と自動的に共有することになります。

参照法令等

1. Manpower Regulation No 35 Year 2015
2. Manpower Regulation No 16 Year 2015
3. Regulation of the Finance Minister No. 60/PMK.03/2014
4. Regulation of the Finance Minister No. 125/PMK.010/2015
5. The Jakarta Globe 25 Aug 2015 and 26 Oct 2015
6. Automatic Exchange of Information –The Common Reporting Standard. KPMG International.
7. www.OECD.org.tax
8. www.reuters.com Dec 2014

Contact us

税務 サービス

33rd Floor Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話 : +62 (0) 21 570 4888
ファックス : +62 (0) 21 570 5888

ジャパンデスク

石渡 久剛

KPMG Advisory Indonesia
E: Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id

北岡 望

KPMG Advisory Indonesia
E: Nozomi.Kitaoka@kpmg.co.id

西本 弘（監査）

Siddharta Widjaja & Rekan
E: Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

松本 太一（監査）

Siddharta Widjaja & Rekan
E: Taichi.Matsumoto@kpmg.co.id

ローカル責任者

Esther Kwok

Head of Global Mobility Services (GMS)
E: Esther.Kwok@kpmg.co.id

kpmg.com/id

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.